

「関税定率法等の一部を改正する法律案」について

平成 19 年 2 月
財 務 省

[概 要]

1 国際競争力強化・利便性向上のための通関制度の改善等

- (1) コンプライアンス（法令遵守）の優れた輸出入者等に対する特例措置の改善等を行う。
- (2) 国際郵便物に係る輸出入通関手続の見直し等を行う。
- (3) E P A（経済連携協定）を実施するための規定の整備を行う。

2 税関における水際取締りの強化

- (1) 罰則水準の見直し等を行う。
- (2) 著作権及び著作隣接権を侵害する物品を輸出してはならない貨物に追加する。

3 特恵関税の拡充

W T O 香港閣僚宣言等を受けた L D C（後発開発途上国）に対する無税無枠措置の拡充(特恵対象品目の追加)を行う。

4 暫定税率等の適用期限の延長等

- (1) 暫定税率及びウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品の特別緊急関税等の適用期限を平成 19 年度末まで延長する。
- (2) 沖縄型特定免税店制度等の適用期限を平成 23 年度末まで延長する。